

# 補装具費支給手順について

★ 購入又は修理前に申請が必要です！ ★

## ① 申請

必ずお住まいの区の保健福祉課（東区は福祉課）に申請してください。

＜申請の際に必要なもの＞

	持ってくるもの	備考
1	印鑑	シャチハタ不可
2	身体障害者手帳 または 特定医療費(指定難病)受給者証	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちでない方も対象となる場合があります。
3	補装具費(購入・修理)支給申請書 兼世帯調書	各区保健福祉課（東区は福祉課）の窓口にあります。
4	補装具費支給意見書	各区保健福祉課（東区は福祉課）の窓口にあります。 作成医師の条件等は窓口でお問い合わせください。 また、意見書が不要な場合がありますので、窓口でお問い合わせください。
5	個人番号（マイナンバー）のわかるもの	通知カード、個人番号記載の住民票など

## ② 判定等

判定の仕方は、種目により異なります。

また、修理等、判定が不要な場合もあります。

種目	判定方法
義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす、 電動車いす、重度障害者用意思伝達装置	身体障害者更生相談所への来所判定 （原則）
眼鏡	身体障害者更生相談所の書類判定
義眼、歩行器	福祉事務所（各区保健福祉課（東区は 福祉課））の意見書判断
盲人安全つえ、歩行補助つえ	福祉事務所（各区保健福祉課（東区は 福祉課））の申請書判断

※上表に関わらず、障害児の場合は、障害児のみの給付種目（座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具）を含め、意見書判断となります（ただし、盲人安全つえ及び歩行補助つえは申請書判断）。

## ③ 支給決定

判定等により補装具の支給が認められた場合、「補装具費支給決定通知書」をお送りします。

#### ④ 仮合わせ・適合判定

身体障害者更生相談所または意見書を作成した医師が実施します（種目等により省略されるものもあります。）。

#### ⑤ 引渡し

補装具の製作・修理終了後、補装具業者から提示される「代理受領に係る補装具費支払請求委任状」及び「補装具費支給券」に、必要事項を記入・押印します。

#### ⑥ 支払

利用者負担額を補装具業者に支払います。

公費負担額は各区保健福祉課（東区は福祉課）が、補装具業者に支払います。

詳しくは、各区保健福祉課（東区は福祉課）へお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

中区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)504-2588	FAX(082)504-2175
東区福祉課障害福祉係	TEL(082)568-7734	FAX(082)568-7781
南区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)250-4132	FAX(082)252-2949
西区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)294-6346	FAX(082)231-6284
安佐南区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)831-4946	FAX(082)879-8565
安佐北区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)819-0608	FAX(082)815-0466
安芸区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)821-2816	FAX(082)821-2832
佐伯区保健福祉課障害福祉係	TEL(082)943-9769	FAX(082)923-1611